

朝霞市教育委員会規則第 1 号

朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則

朝霞市立小、中学校職員服務規程（昭和 3 2 年朝霞市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項を次のように改める。

職員は、勤務のために出校したときは、その時刻を校務支援システム（電子情報処理組織を使用して職員の勤怠管理等の事務処理を行うシステムをいう。以下同じ。）により、自ら記録しなければならない。

第 7 条の 2 第 2 項中「勤務管理システム」を「校務支援システム」に改める。

第 2 6 条を第 2 7 条とし、第 2 5 条の次に次の 1 条を加える。

（校務支援システムによる処理）

第 2 6 条 この規則の規定により行うこととされている勤怠管理に関する事務について、校務支援システムを利用することができる場合は、校務支援システムにより行うものとする。

2 この規則の規定により作成することとされている書類等（書類、帳簿その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、校務支援システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、校務支援システムによる情報処理の用に供されるものをいう。）をもって代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。